

第58号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する
規則の制定について

このことを、別案のとおり提出する。

令和元年11月25日
教 育 長

(理由)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）により、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 概要

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人（以下「成年被後見人等」という。）の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るために、成年被後見人等の権利の制限の制限に係る法律（令和元年法律第37号）が公布された。

これにより、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）が改正されたため、教育職員免許状に関する規則（昭和53年福岡県教育委員会規則第5号）について所要の改正を行うもの。

2 改正内容

教育職員免許法の成年被後見人等が免許状を授与されないとする規定が削除されたことに伴い様式の改正を行うもの。

3 施行期日

令和元年12月14日

教育廳教學委員會於民國三十二年八月一日開始辦公。其第一期會期為一月。各科委員會於此期間舉行第一次會議，由各科委員會會長主持。該科委員會會長為各科委員會之召集人。

編號第 1 号之 1 (第三表)

編號第 1 号之 1	教育廳教學委員會會長 姓名	年月日	編號第 1 号之 1
教育廳教學委員會會長 姓名	年月日	教育廳教學委員會會長 姓名	年月日
本籍地			
性別	民籍	出生年月日	(西曆) 年月日
現在所屬	電話	地址	
就讀教育學院第 5 年第 1 學期第 3 教學周起至第 6 教學周止的規定就讀地點及申辦之證明文件。			
現住所	電話	地址	
就讀教育學院第 5 年第 1 學期第 3 教學周起至第 6 教學周止的規定就讀地點及申辦之證明文件。			
註：此為就讀教育學院第 5 年第 1 學期第 3 教學周起至第 6 教學周止的規定就讀地點及申辦之證明文件。			
<p>就讀教育學院第 5 年第 1 學期第 3 教學周起至第 6 教學周止的規定就讀地點及申辦之證明文件。</p> <p>註：此為就讀教育學院第 5 年第 1 學期第 3 教學周起至第 6 教學周止的規定就讀地點及申辦之證明文件。</p>			

1. 請將教育委員會之名稱填入（公立學校之教育委員會的委員會的名稱）
2. 手寫件註明，請將教育委員會的名稱填入（請將教育委員會的名稱填入）
3. 市町村（中學校組合）立學校的機關署名或以其代表人，或市町村教育委員會及以其教育委員會的代表人填入。
4. 請將上標題的字，寫在右側，即所謂標題字，寫在右側。

費用日期	新辦證件	日光證件

資料 1-2	小	中	高	職	農	特	文	自	立	教	學	委	員	會
資料 1-3	教	科	及	其	教	科	及	其	教	科	及	其	教	科
資料 1-4	用	件	及	其	用	件	及	其	用	件	及	其	用	件
資料 1-5	費	項	目	項	費	項	目	項	費	項	目	項	費	項

(注)

申請者住所	申請者姓名 (目署)
年月日	新規申請書類(第3種)
教育機関免許證申請書(一括申請用)	
福岡県教育委員会 謹啟	
教員職員免許証第6種第1項第3号令第6号支ての規定に該当する者に交付する	
教科、教員職員免許証第6種第1項第3号令第6号支ての規定に該当する者に交付する	
1 申請する免許証の種類 ()	
2 教科、特別支援教育領域又は事務 ()	
3 職種事項 □ ()	
氏名 ()	
生年月日 年月日生 ()	
本籍地 ()	
本籍地 ()	
学年 ()	
年月日~年月日 ()	
()	

以上的内容は既に他の文書に記載されています。該当項目は()内に記入してください。

新規申請書類(第3種)
新規申請書類(第3種)

○ 教育職員免許状に関する規則（昭和五十二年福岡県教育委員会規則第五号）新旧対照表

改 正 後

第四章～第七章（略）

本籍地		現住所		記			
福岡県教育委員会 段	年 月 日	福岡県道	生年月日	和暦 (西暦)	年 月 日	電話	電話
受付	日付						
受けようとする 免許状の種類		幼稚園 保育士 准教員 教員 教員	小学校 中学校 高等学校 専修 高 中 高 立教科等 自立教科等 特別支援 教員領域 臨時	専修 1種 2種 特別支援 教員領域 臨時	教科又は 特別支援 教員領域	新免許状 (所要資格取得年度) 年度)	旧免許状 <input type="checkbox"/>
受付							
根拠規定							
新旧区分							

私は教育職員免許法第5条第3号から第6条までの規定に該当しないこと及び申請についての虚偽又は不正のないことを宣言します。

つきましては、下記免許状の
交付
新教育領域の追加の定め
を申請します。

記

注) 1 免許状を交付すること（公立学校の教職員は所長の書類證明のあるものも可）。

2 手続料は、福岡県教育職員免許状関係手続料並びに福岡県教育委員会の定めるところにより納入すること。

3 市町村（中学校組合）立学校運営者の実験者にあつては、該市町村教育委員会又は県教育行政事務所を経由して提出すること。

4 全般由して提出すること。
a 学校に勤めていた場合は、現所属機関に交付せんことを。

様式第1号その1（第3条）

本籍地		現住所		記			
福岡県教育委員会 段	年 月 日	福岡県道	生年月日	和暦 (西暦)	年 月 日	電話	電話
受付	日付						
受けようとする 免許状の種類		幼稚園 保育士 准教員 教員 教員	小学校 中学校 高等学校 専修 高 中 高 立教科等 自立教科等 特別支援 教員領域 臨時	専修 1種 2種 特別支援 教員領域 臨時	教科又は 特別支援 教員領域	新免許状 (所要資格取得年度) 年度)	旧免許状 <input type="checkbox"/>
受付							
根拠規定							
新旧区分							

第四章～第七章（略）

現 行

- 注) 1 免許状を交付すること（公立学校の教職員は所長の書類證明のあるものも可）。
- 2 手続料は、福岡県教育職員免許状関係手続料並びに福岡県教育委員会の定めるところにより納入すること。
- 3 市町村（中学校組合）立学校運営者にあつては、該市町村教育委員会又は県教育行政事務所を経由して提出すること。
- 4 学校に勤めていた場合は、現所属機関に交付せんことを。

様式第1号その2(第3条)

教育職員免許状授与申請書(括印用)

年月日

福岡県教育委員会

申請者 住所
氏名
(自署)

私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までの規定に該当しないことを宣言し、次の免許状の授与を申請します。

- 1 申請する免許状の種類 ()
- 2 教科、特別支援教育領域又は事項 ()
- 3 種歴事項 フリガナ ()
- 4 氏名 ()
- 5 生年月日 () 年月日生 ()
- 6 本籍地 () 県都道府 ()
- 7 学歴 () () ()
- 8 年月～年月 () () ()

以上の内容に誤りのある場合は、当該項目下の()内に訂正して下さい。

改 正 後

様式第1号その2(第3条)

教育職員免許状授与申請書(括印用)

年月日

申請者 住所
氏名
(自署)

私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号までの規定に該当しないことを宣言し、次の免許状の授与を申請します。

- 1 申請する免許状の種類 ()
- 2 教科、特別支援教育領域又は事項 ()
- 3 種歴事項 フリガナ ()
- 4 氏名 ()
- 5 生年月日 () 年月日生 ()
- 6 本籍地 () 県都道府 ()
- 7 学歴 () () ()
- 8 年月～年月 () () ()

以上の内容に誤りのある場合は、当該項目下の()内に訂正して下さい。

現 行

教育職員免許状に関する規則の改正について

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）

第十一 条

二 成年被後見人等の権利が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと。（政府に対し必要な措置を講じることを義務付け）



成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律 (令和元年法律第37号)

【趣旨】「成年被後見人又は被保佐人」を資格・職業・業務等から一律に排除する規定（次格条項）を削除し、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、各制度に必要な能力の有無を判断する個別審査規定へと適正化する。

※ 教育職員免許法については、成年被後見人等が免許状を授与されないとする規定を削除。なお、現行の大学における単位認定、任命権者による選考等の個別審査及び人物、学力、実務及び身体について行う教育職員検定により、教員に必要な能力の有無は判断されるため、規定を削除することによって特段の影響は想定されない。



教育職員免許法の改正（令和元年12月14日施行）

- 第5条 普通免許状は、(略)に授与する。ただし、次の各号のいいずれかに該当する者には、授与しない。
 - 一 十八歳未満の者
 - 二 高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しないたる者）。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認められた者を除く。
 - 三 成年被後見人又は被保佐人 【削除】
 - 三四～六七 【号番号繰上げ】



教育職員免許状に関する規則の改正（今回の改正 令和元年12月14日施行予定）

教育職員免許法の改正に伴い、下記様式の「教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号」を「教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号」に改正。

- ・様式第1号その1（第3条）免許状授与等申請書様式
- ・様式第1号その2（第3条）免許状授与等申請書様式（一括申請用）